

香川県鶏産肉能力経済検定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月21日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第45号

香川県鶏産肉能力経済検定規則の一部を改正する規則

香川県鶏産肉能力経済検定規則（昭和41年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
(手数料) 第6条 略	(手数料) 第6条 経済検定を受ける者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に定める手数料を納めなければならない。 <u>2 手数料の納付は、香川県証紙により行うものとする。</u>

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。